

ソーシャル・エンジェル・ファンド

運営事業者募集要項

2020年8月

東京都戦略政策情報推進本部

1 趣 旨

東京都は、2017年11月に策定した「国際金融都市・東京」構想における柱の一つとして「金融による社会的課題解決への貢献」を掲げ、ESG投資の普及・促進など金融の活性化に向けた取組を推進している。

そこで、金融による社会的課題解決に貢献するための新たな取組として、国内の再生可能エネルギー発電施設に投資する東京版 ESG ファンドの管理報酬の一部を活用して、社会貢献性の高い事業等への支援を行う「ソーシャル・エンジェル・ファンド」を創設する。

については、広く民間の事業者から、ソーシャル・エンジェル・ファンドの業務を遂行する運営事業者（以下「本ファンド運営事業者」という。）を募集する。

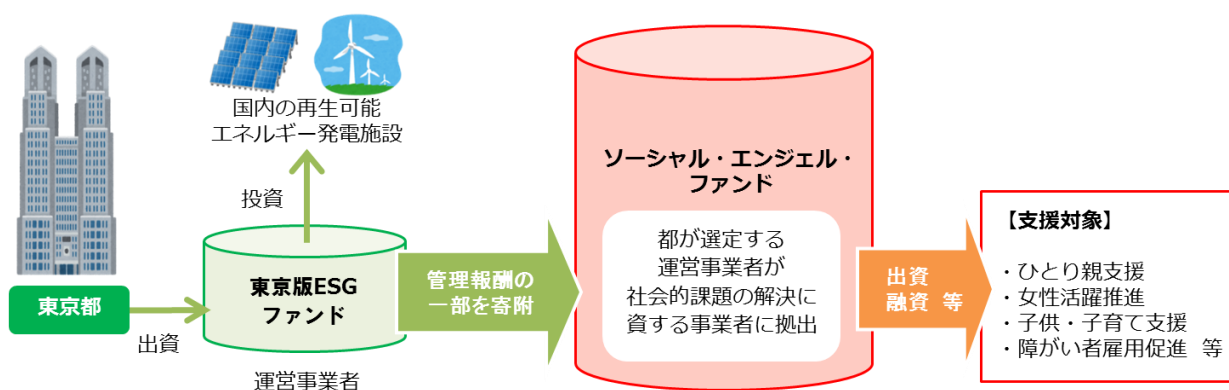
2 社会貢献性の高い事業等への支援に関する東京都の方針について

- 「国際金融都市・東京」構想に掲げる「金融による社会的課題解決への貢献」に向けては、ファンドを活用した ESG 投資の普及・促進のみならず、収益性等の観点から民間資金が活用されにくいものの社会貢献性の高い事業等に対し、金融的手法を用いた支援を行っていくことが必要であると考えます。
- 東京版 ESG ファンドの運営事業者の管理報酬の一部を社会貢献性の高い事業等の支援に活用する新たな仕組みを構築することで、ESG 投資に関する認識の向上促進を図るとともに、「金融による社会的課題解決への貢献」を実現し、国際金融都市・東京の魅力を PR することを目指す。

3 本ファンドの概要

- 「ソーシャル・エンジェル・ファンド」(以下「本ファンド」という。)とは、東京版 ESG ファンドの運営事業者の管理報酬の一部を原資として寄附された資金であり、かつ、社会貢献性の高い事業等を支援するために分別管理された資金のことを指す。
- 本ファンドは、東京版 ESG ファンドが存続する期間¹の毎年、東京版 ESG ファンドの運営事業者から寄附金(年間数百万円から 1,000 万円程度を想定)を受け入れる。
- 本ファンド運営事業者は、本ファンドを活用して、社会貢献性の高い事業等を支援するものとする。

【スキームのイメージ】



4 社会貢献性の高い事業等への支援に関する要件等

本ファンド運営事業者が実施する社会貢献性の高い事業等への支援(以下「本支援事業」という。)の要件等は、下記のとおりとする。なお、(3)の要件充足については、本ファンド運営事業者が、他事業者と共同して本支援事業の業務を行うことで当該要件を充足する場合も含むものとする。

(1) 支援先

社会的課題の解決に資する事業を行う事業者で、都内に拠点があるものとする。

(2) 支援対象

ひとり親支援、女性活躍促進、子供・子育て支援、障がい者雇用促進等の都民が抱える社会的課題の解決に資する事業とする。

¹ 東京版 ESG ファンドの存続期間は令和9年2月28日まで(3年間延長可能)である。ただし、東京版 ESG ファンドは、そのファンド契約の規定に則り、その存続期間に関わらず解散することもあり得る。

(3) 支援手法

金融的手法を用いて支援する。出資又は融資により支援することを必須とし、加えて、寄附等による支援も可能とする。

(4) 支援にかかる資金原資

本ファンド運営事業者は、東京版 ESG ファンドの運営事業者から寄附された資金を、分別管理²するものとする。また、支援にあたっては、その資金の他に、他からの資金が加わるよう努めるものとする。

(5) 支援の実施時期・期間

本ファンドが寄附金を受け入れた後、「8 提出書類」に記載した支援スキームに従い、遅くとも、寄附金の受入れから1年以内には支援を実施することとする。

また、本ファンドの運営期間中、社会的課題が中長期的に変化していく可能性があることも考慮した上、継続的に支援を行うこととする。

(6) 本ファンドの運営期間

東京版 ESG ファンドの運営事業者から最終の寄附金を受け入れた後、1年が経過する日までとする。

(7) 適法性を備えたスキーム

事業実施にあたっては、反社会的勢力等が関与しない適法性を備えたスキーム（その関与者が法律上必要とされる資格を有することを含む。）を構築すること。

また、利害関係人との取引（支援を含む）を行うこととなった場合において、本支援事業の趣旨に鑑み、利益相反が生じないような措置を講じるものとする。

5 本ファンド運営事業者の応募要件

本ファンド運営事業者に応募するにあたっては、下記のすべての要件を満たす必要があるものとする。なお、(2)、(3)の要件充足については、本ファンド運営事業者が、他事業者と共同して本支援事業の業務を行うことで当該要件を充足する場合も含むものとする。

- (1) 社会的課題の解決に取り組む都内の法人であること
- (2) 社会的課題の解決を目的とする投資事業又は貸付事業の実績を有すること
- (3) 本ファンドの運営内容に応じて必要となる金融商品取引法、貸金業法、その他法令に基づく資格要件を満たしていること
- (4) 事業税その他租税の未申告・滞納がない者であること

² 分別管理とは、本ファンド運営事業者が、東京版 ESG ファンドの運営事業者の管理報酬の一部を寄附金として受け入れた資金について、他の事業運営資金と区分して入出金を管理することをいう。分別管理にあたっては、専用の預金（貯金）口座、信託口等を設ける他、他の事業運営資金と区分して管理されていることが明確な方法にて、寄附金の入出金の管理を行うこととする。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされていない者であること
- (7) 過去から現在、かつ、現在から将来にわたって、反社会的勢力等に該当せず、反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係等がなく、また反社会的な要求行為等を行わないこと

6 募集期間

令和 2 年 8 月 4 日（火曜日）から同年 9 月 18 日（金曜日）午後 5 時まで

7 応募書類の提出

応募に係る提出書類は、次の提出先に提出すること

提出先 東京都戦略政策情報推進本部戦略事業部特区・戦略事業推進課

国際金融都市担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 24 階

E-mail : S1080102@section.metro.tokyo.jp

8 提出書類

応募に際し、東京都に提出する書類等は次のとおりとする。

(1) 企画提案書

次の①から⑧までの項目順に従い、別紙 1 「ファンド運営事業者選定ガイドライン」を参考に 1 冊の企画提案書にまとめて提出すること（A4 用紙横、合計 30 ページ以内 両面印刷）とし、チャート等を用いて分かりやすく記載すること。

- ① ファンド運営及び事業実施体制（主たる担当者の配置、ファンド及び支援プロジェクト関係者における役割分担を含む。）
- ② 本ファンド運営事業者及び主たる担当者の経歴及び業務実績
- ③ 社会的課題の解決を目的とする投資事業又は貸付事業の実績（直近 3 年程度のもの）
- ④ 支援を行うに当たっての基本方針（支援についてのガイドライン等）
- ⑤ 支援スキーム（支援先、支援対象、支援手法、支援規模、支援実施スケジュール、他からの資金を含めた支援資金の原資の内容と、原資の内容に応じた用途。初年度だけでなく中長期的な視点でのスキームも分かるようにすること。他事業者と共同で申し

込みする場合、寄附金の受領者や支援の分担等、各事業者の役割分担を明確に提示すること。)

- ⑥ 支援実行後のモニタリング体制
 - ⑦ 支援効果（社会的インパクト評価等で測定）
 - ⑧ 内部統制、コンプライアンス
- (2) その他提出書類
- ① 応募申請書（別紙2）
 - ② 組織情報（事業内容、従業員数、組織図、役員名簿、役員略歴、役員の担当業務一覧等）
 - ③ 経営情報、財務情報（直近3期の税務申告書、決算書、勘定科目内訳書等）
 - ④ 履歴事項全部証明書（直近3ヶ月以内に取得したもの）
 - ⑤ 定款（写し）
 - ⑥ 本ファンド運営内容に応じて必要となる金融商品取引法、貸金業法、その他法令に基づく資格要件を満たしていることを証する書面（写し）
 - ⑦ 別紙1「ファンド運営事業者選定ガイドライン」に定める各種規程（コンプライアンスに関する規程、情報公開に関する規程、リスク管理に関する規程）
 - ⑧ その他参考資料（本ファンド運営事業者のパンフレット、広報誌等）
- ・ 書類の提出については、メールもしくは郵送での提出のいずれかの方法とする。
 - ・ メールでの提出の場合、「7 応募書類の提出」に記載された E-mail 宛送付すること。
 - ・ 郵送での提出の場合、全ての書類（(2) その他提出書類の④・⑤・⑥を除く。）を12部ずつ紙媒体で提出するとともに、作成した電子ファイルデータを複製利用できる形式で電子媒体（CD-ROM）に記録し、1部添付すること。(2) その他提出書類④・⑤・⑥については、紙媒体にて1部ずつ提出すること
 - ・ 他事業者と共同して本支援事業の業務を行う場合は、(2) その他提出書類の②・③・⑥について、共同する事業者の当該書類についても提出すること。
 - ・ なお、必要に応じて、補足資料の提出を要請することがある。

9 審査

選定委員会にて審査を行い、本ファンド運営事業者を選定する。

(1) 審査方法

- ・ 提出書類に基づき、事前に書面審査を実施
- ・ 書面審査通過者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施
- ・ 審査結果は、全ての応募者に対し通知予定

(2) 審査項目（詳細については、別紙1を参照）

- ① 経営の健全性及び信用力
- ② 社会的課題解決を目的とする投資事業又は貸付事業の実績
- ③ 本ファンドを活用した社会貢献性の高い事業等の支援スキームの実現性及び効果

10 今後のスケジュール（予定）

今後のスケジュールは、次のとおり

令和2年10～11月頃 本ファンド運営事業者の選定

令和3年2月頃 本ファンド運営事業者が一回目の寄附金を受入れ

以後、毎年2月頃に寄附を受入れ（東京版 ESG ファンドが解散するまで）

11 その他

(1) 報告

本ファンド運営事業者は、東京都及び東京版 ESG ファンドの運営事業者に対し、寄附金受領及び支援実施の都度、かつ、東京都が求めるときは、その都度、受け入れた寄附金の額、社会貢献性の高い事業等を支援した金額、支援時期、支援手法、支援先その他支援の成果を確認するために必要な内容を報告するものとし、東京都及び東京版 ESG ファンドの運営事業者はこれらを公表できるものとする。

(2) 協議の実施

本ファンド運営事業者は、その提案内容等に関して東京都が協議を求める場合には、適宜協議に応ずるものとする。なお、支援スキームの変更を行う必要がある場合は、事前に東京都と協議する。

(3) 選定の撤回

本ファンド運営事業者に選定された事業者又は本ファンド運営事業者と共同して本支援事業を行うものが、以下のいずれかの事由に該当する場合、東京都は何ら責任を負うことなく選定の撤回をすることができる。

- ① 違反又は不当な行為があったと東京都が認める場合
- ② 本ファンドについて、支援スキーム等の定めとは異なる運営を行ったと東京都が認める場合
- ③ 東京都と協議し、東京都の承認を受けることなく、提案内容とは異なる支援スキーム等を定めたと東京都が認める場合
- ④ 募集要項で求める内容や提案内容等について、合理的な理由なく遂行していない、遂行できる見込みがなくなったなど、やむを得ない事情があると東京都が認める場合

(4)本ファンド運営終了後の本ファンド残余財産の取り扱い

本ファンド運営終了時に、本ファンドに残余財産が存在する場合には、本ファンド運営事業者は、残余財産を引き続き本支援事業の趣旨に沿った支援に活用すること。

12 問合せ先

東京都戦略政策情報推進本部 戦略事業部 特区・戦略事業推進課 国際金融都市担当
〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 24 階

E-mail : S1080102@section.metro.tokyo.jp

TEL : 03-5388-2144

原則として、メールにて照会すること

その際、メール件名に「ソーシャル・エンジェル・ファンド」と記載すること

ファンド運営事業者選定ガイドライン

＜選定要件＞

- 本ファンドの運営を円滑に遂行できる能力を有すること*
- 本ファンドの運営内容に応じて必要となる金融商品取引法、貸金業法、その他法令に基づく資格要件を満たしていること
- 十分な財産的基盤を有し、経営が安定的であること*
- 情報管理体制及び内部管理体制が整備されていること*
- 事業税その他租税の未申告・滞納がない者であること
- 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産者で復権を得ない者でないこと
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされていない者であること
- 過去から現在、かつ、現在から将来にわたって、反社会的勢力等に該当せず、反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係等がなく、また反社会的な要求行為等を行わないこと

* 具体的な評価の視点は選定基準を参照

＜選定基準＞

次に掲げる表中の「審査項目」を主な評価ポイントとし、本ファンド運営事業者の選定を実施する。表中の「関連する主な提出資料項目」欄は、8 提出書類との対応、関連を示す。「審査区分」の「必須」と区分している各項目において、最低限の要求事項を充たしていない場合は失格とする。「審査区分」の「必須」以外の項目のうち、特に重視しているものを「重点」項目とする。

審査項目	審査区分	審査上の視点	関連する主な 提出資料項目 (募集要項 8 提出書類)
① 本事業の目的・趣旨の理解			
<ul style="list-style-type: none"> ● 「国際金融都市・東京」構想に掲げる「金融による社会的課題解決への貢献」に対する理解 	加点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「国際金融都市・東京」の実現に向けた ESG 投資の普及・促進の必要性が十分に認識されているか ■ ソーシャル・エンジェル・ファンドの意義が理解されているか ■ 官民連携で取り組んでいくこ 	・ (1)-④

			<ul style="list-style-type: none"> ■ どの意義が理解されているか ■ コンセプトの的確性・一貫性及び業務実施にかかわる課題・解決策が示されているか 	
② プロジェクト実行及び管理能力				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案者の財務的基盤、信用力 	必須	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本ファンドの運営を行うに当たって、事業を継続的に運営するための財務内容を有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2)-②, ③, ⑧
	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援実績 	必須	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会貢献性の高い事業への支援実績が豊富であるか ■ 出資や融資等の金融的手法を用いた支援実績が豊富であるか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-②, ③
	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施体制 	重点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施体制における各担当の機能、役割分担が明確かつ適切であるか ■ 支援実施後の支援先の事業価値を向上させるための戦略策定、経営管理ノウハウといったモニタリング体制を有しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-①, ②, ⑥
③ 支援スキーム				
	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融的手法 	必須	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融的手法を用い、効果的かつ持続可能な支援が検討されているか ■ 他からの資金を加えることができる手法となっているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-⑤, ⑦
	<ul style="list-style-type: none"> ● 効果的な支援 	必須	<ul style="list-style-type: none"> ■ 効果的な使途、支援先数、事業内容、支援予定先の概要、支援実施スケジュールおよび想定される支援効果が、図表を用いてわかりやすく記載されているか ■ 社会貢献性の高い事業等への支援を計画しているか ■ 受領した寄附金に占める経費の割合が明確かつ具体的に示されており、合理的な水準に抑制されているか ■ 社会貢献性の支援効果を適切に評価しているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-⑤, ⑦
	<ul style="list-style-type: none"> ● 継続的な支援手法 	重点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期的に変化する社会的課題に対して、その事業内容を見直す仕組みが適切に検討されているか ■ 将来の支援先発掘に向けたスキームが構築されているか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-①, ⑤, ⑥
	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援事業の実現可能性 	重点	<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援事業の実現に向けた課題の整理や対応方針が明確化されており、実現可能性は高いか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)-⑤

④ 内部統制等			
<ul style="list-style-type: none"> ● リスク管理体制、コンプライアンス体制、情報開示体制等に関する整備状況（独立した組織の設置、専任の担当者の配置がなされているか。） 	必須	<ul style="list-style-type: none"> ■ ファンド運営に関する、各業務プロセスのリスク管理に係る社内方針が明確化されており、必要な実施体制及びガイドライン等が整備されているか ■ コンプライアンス（業法及び各種許認可事項等の法令遵守、利益相反取引の防止措置、反社会的勢力の排除等）に関する社内方針が明確化されており、必要な実施体制、ガイドライン等が整備されているか ■ 支援事業の情報開示に関する方針が明確化されており、必要十分な情報開示体制が整備されているか ■ ファンド資金が適切に分別管理される体制となっているか 	・ (1)-⑤, (2)-⑦

(別紙2)

応募申請書

令和2年 月 日

東京都知事殿

運営事業者の住所
運営事業者の名称
代表者の氏名 印

(他事業者と共同して申請する場合)
共同するものの住所
共同するものの名称
代表者の氏名 印

ソーシャル・エンジェル・ファンド運営事業者募集について、募集要項及び選定ガイドラインに記載の要件を承諾した上で、下記のとおり申請いたします。

記

1. 運営事業者の名称
2. 運営事業者の住所
3. 支援内容等 別添企画提案書、その他提出資料のとおり

※記入上の注意点

- 印について
「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 住所の所在地
・登記のとおり記載してください。
・住所は、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 他事業者と共同して申請する場合、共同するものの住所・名称・代表者の氏名の記載、押印をしてください。